

第 9 回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年3月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

株式会社スタメン 本社会議室
（名古屋市中村区下広井町一丁目14-8）

議 案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役 1 名選任の件

目 次

第9回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類.....	5
事業報告.....	10
連結計算書類.....	26
計算書類.....	28
監査報告.....	30

本株主総会の招集に際しては「書面交付請求」をされた株主様を除き、電子提供措置をとっており、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ）のみをお届けしております。

書面での資料送付を希望される株主様で、「書面交付請求」をお済ませでない方は、次回の基準日までの手続きが必要となります。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

株 主 各 位

証券コード 4019
2025年3月7日
名古屋市中村区下広井町一丁目14-8
株式会社スタメン
代表取締役 大西 泰平
社長執行役員CEO

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日のご出席のほか、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月26日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。行使の方法については、後記『議決権行使についてのご案内』をご参照ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第9回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、そちらにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にも掲載しておりますので、当社の会社名等を入力し、「基本情報」の「縦覧書類/PR情報」より確認することもできます。

敬 具

記

1 日 時	2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	名古屋市中村区下広井町一丁目14-8 株式会社スタメン 本社会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第9期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第9期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使について	後記【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 招集にあたっての決定事項	電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。 1. 新株予約権等の状況 2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 3. 連結株主資本等変動計算書 4. 連結注記表 5. 株主資本等変動計算書 6. 個別注記表

● 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前及び修正後の事項を下記の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://stmn.co.jp/ir/stock>
株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4019/tei/ji/>
東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

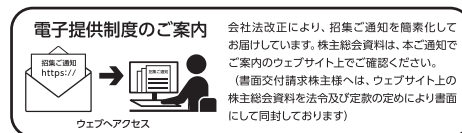
以 上

<電子提供措置について>

- ・「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）の改正（いわゆる招集通知の電子提供義務化）に対応するため、第6回定時株主総会において、電子提供制度導入について決議いたしました。
- ・つきましては、本株主総会における株主総会資料の書面は、基準日（2024年12月31日）までに所定の「書面交付請求」手続きを実施された株主様のみに送付しております。当該手続きをされていない株主様につきましては、ご準備がありませんので、いかなる場合においても書面の送付はいたしかねますので、ご容赦ください。
- ・次回以降の株主総会において、新たに株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きについて、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行へお申し出ください。

<招集通知掲載ウェブサイト>

- ・ 当社ウェブサイト
(<https://stmn.co.jp/ir/stock>)
- ・ 株主総会資料掲載ウェブサイト
(<https://d.sokai.jp/4019/teiiji/>)



- ・ 東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)





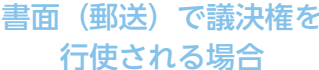
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書を会場受付にご提出く
ださい。

日 時

2025年3月27日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書に議案に対する賛否を
ご表示の上、切手を貼らずにご投函
ください。

行使期限

2025年3月26日(水曜日)
午後6時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

⇒ こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

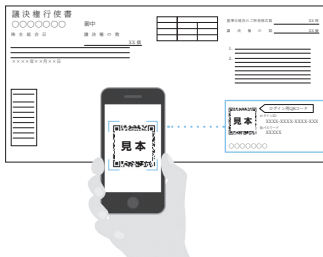
- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができません。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株式会社オオ○

株式会社

議案執行までの流れ

第1回定時総会
開催日 平成29年 3月31日
株主名簿 100000名
行使できる議決権の総 10億

当社は、株主様がこの議案の手続きに
なっております行使することを承認いたし
まして、以下各議案の付託を適切に行
うにあたりおまかせいたします。

会社株主の会での議決を要し、株主総会の会
での議決を要とされる場合

議決方法へ

会社役員、および各支店長の議決について個別
に意見を力づけられる

各社に設置して

議決内容

議案内容(本文)

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

[illegible]

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	大西 泰平	代表取締役社長執行役員／CEO	再 任
2	中谷 奈緒美	取締役執行役員／CAO	再 任

再 任

再任取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	オオニシ タイヘイ 大西 泰平 (1984年12月8日)	2008年 4 月 株式会社大広入社 2012年 9 月 株式会社ユニクロ入社 2014年 7 月 Sekai Lab Pte.Ltd.入社 2016年 8 月 当社取締役 2020年 3 月 当社取締役コーポレート本部長 2022年 1 月 当社取締役副社長執行役員 / COO 2022年 1 月 当社TUNAG事業部長 2023年 1 月 株式会社STAGE 取締役（現任） 2023年 1 月 当社代表取締役社長執行役員 / CEO（現任） 2024年 1 月 株式会社Hypernova 代表取締役（現任） 2024年 8 月 株式会社スタジアム 取締役（現任）	1,575,000株
		(取締役候補者とした理由) 大西泰平氏は、2016年8月より経営に参画し、事業統括及びコーポレート部門の担当役員として成長を牽引してまいりました。2023年1月より代表取締役として、グループ経営の指揮を執り、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。今後も当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	ナカタニ ナオミ 中谷 奈緒美 (1987年12月19日)	2010年 4 月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2018年 4 月 当社入社 2021年 1 月 当社コーポレート本部 管理部長 2021年11月 当社コーポレート本部 経営管理担当部長 2022年 3 月 当社取締役常勤監査等委員 2024年 3 月 当社取締役執行役員 / CAO（現任） 2024年 8 月 株式会社STAGE 取締役（現任） 2024年 8 月 株式会社スタジアム 取締役（現任）	2,500株
		(取締役候補者とした理由) 中谷奈緒美氏は、事業会社において事業管理業務に従事した後、当社においてコーポレート本部での業務経験を経て、2022年3月に当社の取締役監査等委員に就任いたしました。2024年3月より取締役として、その財務・会計を中心とした経営に関する知見・経験に基づき、グループ経営におけるガバナンス強化など重要な役割を果たしております。今後も当社の議案審議等に適宜助言又は提言をいただくことが期待できること、また、女性としての視点から取締役会の多様性の向上に貢献いただくことを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ①補填の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです。
- ②保険料
- 保険料は全額会社負担としております。
3. 中谷奈緒美氏の戸籍上の氏名は松雄奈緒美であります。

第2号議案

監査等委員である取締役 1 名選任の件

監査等委員 杉村和哉氏は、本定時株主総会終結のときをもって監査等委員を辞任されます。つきましては、監査等委員 1 名の選任をお願いしたいと存じます。なお、選任されます監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めより、杉村和哉氏の任期が満了する2026年 3 月開催予定の第10回定時株主総会終結の時までとなります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名	当社における地位			
藤田 豪人	社外取締役（監査等委員）	新任	社外	独立

新任	新任取締役候補者	社外	社外取締役候補者	独立	証券取引所の定めに基づく独立役員
----	----------	----	----------	----	------------------

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
フジタ タケヒト 藤田 豪人 （1978年2月6日） 新任 社外 独立	1997年4月 株式会社名古屋都ホテル入社 1999年12月 有限会社太志入社 2002年9月 株式会社光通信入社 2007年6月 株式会社プロトコーポレーション入社 2012年1月 株式会社パイプドビッツ入社 2018年3月 株式会社カオナビ入社 2019年9月 株式会社ROBOT PAYMENT入社（現任）	—
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 藤田豪人氏は、SaaS企業での経営経験をはじめ、事業買収、IPO事務責任者として上場達成のご経験を通じ、企業経営全般から、企業財務や内部統制等に関する豊富な知見と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言または提言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者いたしました。	

- （注）1. 藤田豪人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤田豪人氏は社外取締役候補者であります。
3. 藤田豪人氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償額を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において藤田豪人氏の選任が承認可決された場合には、被保険者となります。
- ①補填の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです。
- ②保険料
保険料は全額会社負担としております。
5. 藤田豪人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、藤田豪人氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

以 上

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社が属するHR Techサービス領域については、従来からの「働き方改革」の推進に加え、テレワーク・在宅勤務の定着、政府による電子化・DX推進、さらには生成AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用拡大などを背景に、市場の関心が引き続き高まっております。加えて、人材不足の深刻化や多様な働き方への対応ニーズの高まりも相まって、HR Techの重要性は一層増しています。当社グループ（当社及び連結子会社）は、「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」という当社の経営理念をグループビジョンとして、主要サービスであるエンゲージメントプラットフォーム「TUNAG（ツナグ）」及びオンラインコミュニティプラットフォーム「FANTS（ファンツ）」を事業軸として事業拡大を進めてまいりました。そして、創業事業であるエンゲージメントプラットフォーム「TUNAG（ツナグ）」を通じて得た知見を活かし、100％子会社である「株式会社STAGE」を2021年に設立し、エンゲージメント経営を人材採用の視点から支援する新しい人材紹介事業の運営を開始しております。また、意思決定の迅速化のため、100％子会社である「株式会社スタジアム」を2023年1月に設立し、「FANTS（ファンツ）」の更なる事業展開を進めております。2023年2月にはクラウドセキュリティサービス「Watchy（ウォッチャー）」（旧名称：漏洩チェッカー）の提供を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は売上高2,692,572千円（前連結会計年度末比43.3%増）、営業利益224,666千円（前連結会計年度末比36.4%増）、経常利益224,922千円（前連結会計年度末比38.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益137,345千円（前連結会計年度末比9.6%増）となりました。

（従業員エンゲージメント事業「TUNAG（ツナグ）」）

従業員エンゲージメント事業は、Webマーケティングの強化やWeb商談の活用により、潜在的な需要へのアプローチに注力してきました。加えて、利用企業向けのオフラインイベントの開催など利用企業の支援（カスタマーサクセス）の強化、テレビCMやタクシー広告などのプロモーション活動にも取り組んでおります。その結果、エンゲージメントプラットフォーム「TUNAG」は堅調に成長を続け、2024年12月末時点での利用企業数は1,055社（前連結会計年度末比288社増）、平均MRRは195千円（前連結会計年度末比5千円増）となりました。

(コミュニティエンゲージメント事業「FANTS (ファンツ)」)

コミュニティエンゲージメント事業は、「TUNAG」が保有する組織運営・組織活性化に有用な多数の機能をコミュニティ運営向けに拡張・再構築し、2020年5月よりコミュニティ運営プラットフォーム「FANTS」の提供を開始しました。注力マーケットの見直し等の戦略変更や、人材採用による体制強化により、運営コミュニティ件数は増加し、売上高の成長性は上昇基調に回帰しています。その結果、オンラインコミュニティプラットフォーム「FANTS」の2024年12月末時点での運営コミュニティ数は187件（前連結会計年度末比47件増）、平均MRRは56千円（前連結会計年度末比41千円減）となりました。

(人材紹介事業「STAGE (ステージ)」)

人材紹介事業は、エンゲージメント経営を人材採用の視点から支援する新しい人材紹介事業として2022年4月から本格的に事業を開始しました。市場環境の変化や競争の激化により、収益性は低迷しており、当連結会計年度においては、事業計画や組織体制の見直しを行っております。市場開拓や知名度向上のための成長投資コストが引き続き発生している状況ではありますが、ターゲット市場の再選定や広告費用の効率化により、収益構造の改善に向けた取り組みを進め、事業の持続可能性を高めてまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は48,011千円であり、その主な内容は東京オフィスの備品購入費用及び子会社本社移転にかかる費用であります。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の権利行使により、14,800千円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの更なる成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

① 人材の確保と組織力の強化

当社グループの持続的な事業継続には、事業拡大に対応できる人材の採用を継続し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社グループ各社の経営理念や行動指針に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、社内のエンゲージメントを高め、社員が早期に活躍できるよう社内施策の整備や環境構築に努めてまいります。

② 新規契約獲得力の強化

当社グループは、TUNAG・FANTSそれぞれのサービスにおいて、テレマーケティングやダイレクトメールなどの「アウトバウンド活動」と、パートナー開拓や広告プロモーションなどによる「インバウンド活動」を組み合わせながら、営業活動を行っています。今後も、営業人員の増員や教育体制の整備を行いながら、それぞれのサービス特性に合わせたパートナーの開拓や広告プロモーションの強化を行いながら、マーケットシェアの拡大を図ります。

③ 継続率の確保

導入顧客における効果最大化のため、サービス利用を支援するカスタマーサクセス部門の新規採用や教育体制の整備を行うことで、高い継続率の維持に取り組みます。加えて、顧客企業における効果の最大化のみならず、顧客間のネットワークを形成することにより、外部への広告・宣伝効果を創出し、新規顧客の開拓の効率化を図ります。

④ 技術革新への対応

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、顧客ニーズに対応する技術をいち早く取り込むことが競争優位性を維持していく要因となります。当社は、顧客ニーズに対応すべく、外部サービスとの連携を含め、新たな技術を吟味しながら、サービス機能の拡充に努めてまいります。

⑤ 情報管理体制

当社グループは、顧客及びその従業員に関する個人情報も多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。現在も情報管理については細心の注意を払っておりますが、今後も継続して、セキュリティの確保や社内体制の整備を行ってまいります。

⑥ 新規事業による収益基盤の強化

当社のエンゲージメントプラットフォーム事業は、国内の「働き方改革」や「DX」への注目を背景に、サービスを拡大しており、今後もこの傾向は続くものと考えております。

今後の技術革新や急速な景気変動に対して、当該事業内においても企業を中心とするTUNAGとコミュニティを中心とするFANTSで補完関係を形成しておりますが、人事領域やサブスクリプション型にとらわれない事業の創出など、当社グループ全体で更なる収益基盤の強化を行ってまいります。

⑦ 利益の定常的な創出

当社の収益モデルは、サービスが継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型のビジネスモデルですが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があります。一方で、事業拡大に伴う人件費、採用費、広告宣伝費等の費用については、顧客基盤の拡大に伴い売上高に占める比率を低減させていくことが可能となるため、今後の新規顧客獲得活動や継続率の確保により、収益性の向上に努め、利益を定常的に創出できる体制を目指す方針であります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第6期 (2021年12月期)	第7期 (2022年12月期)	第8期 (2023年12月期)	第9期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高 (千円)	—	1,300,965	1,879,144	2,692,572
経常利益 (千円)	—	132,261	162,687	224,922
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	99,394	125,301	137,345
1株当たり当期純利益 (円)	—	11.78	14.63	15.77
総資産 (千円)	—	1,533,142	1,838,267	2,165,549
純資産 (千円)	—	1,031,440	1,215,545	1,345,584
1株当たり純資産額 (円)	—	120.25	136.68	148.94

(注) 当社グループでは第7期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第6期 (2021年12月期)	第7期 (2022年12月期)	第8期 (2023年12月期)	第9期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高 (千円)	913,801	1,289,214	1,683,685	2,368,549
経常利益 (千円)	32,851	143,666	194,287	275,068
当期純利益 (千円)	36,802	110,799	125,168	175,673
1株当たり当期純利益 (円)	4.37	13.13	14.62	20.17
総資産 (千円)	1,360,893	1,544,528	1,790,483	2,165,332
純資産 (千円)	927,557	1,044,060	1,219,812	1,388,179
1株当たり純資産額 (円)	109.54	121.74	137.17	153.82

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社STAGE	30百万円	100.0%	人材紹介事業
株式会社スタジアム	50百万円	100.0%	コミュニティエンゲージメント事業

(7) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社は、Webサービスの開発・販売・運営を行っており、現在、エンゲージメントプラットフォーム「TUNAG」及びオンラインコミュニティプラットフォーム「FANTS」を提供しております。

(8) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

① 当社

名古屋オフィス（本社）	愛知県名古屋市中村区
東京オフィス	東京都千代田区

② 子会社

株式会社STAGE	愛知県名古屋市中村区
株式会社スタジアム	愛知県名古屋市中区

(9) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
134 名	28 名

(注) 1. 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時雇用者数は含んでおりません。

(注) 2. 当社グループは、エンゲージメントプラットフォーム事業を主な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
114 (28) 名	25名増 (13名増)	31.4歳	1.9年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(注) 2. 当社は、エンゲージメントプラットフォーム事業を主な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

(10) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社名古屋銀行	13,340

(11) その他企業集団の状況に関する重要な事項 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	28,000,000株
② 発行済株式の総数	8,745,000株
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は74,000株増加しております。	
③ 株主数	3,634名
④ 大株主	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
大西 泰平	1,575	18.01
加藤 厚史	1,339	15.32
株式会社スターフロンツ	600	6.86
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	444	5.09
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	325	3.72
上田八木短資株式会社	231	2.65
株式会社JOM	200	2.29
株式会社ライフワーク	200	2.29
株式会社YMS	200	2.29
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M L SCB R D (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	149	1.71

(注) 持株比率は、自己株式 (110株) を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	大西 泰平	社長執行役員 / CEO 株式会社STAGE 取締役 株式会社スタジアム 取締役
取締役	中谷 奈緒美	執行役員 / CAO 株式会社STAGE 取締役 株式会社スタジアム 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	植松 あゆ美	植松あゆ美公認会計士事務所代表
取締役 (監査等委員)	杉村 和哉	杉村公認会計士事務所代表
取締役 (監査等委員)	村瀬 敬太	村瀬総合法律事務所代表

- (注) 1. 監査等委員である取締役杉村和哉氏及び村瀬敬太氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役植松あゆ美氏及び杉村和哉氏は、公認会計士としての監査経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役村瀬敬太氏は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する豊富な知識と経験を有しております。
4. 取締役中谷奈緒美氏の戸籍上の氏名は松雄奈緒美であります。
5. 取締役植松あゆ美氏の戸籍上の氏名は深谷あゆ美であります。
6. 当社は監査等委員である取締役杉村和哉氏及び村瀬敬太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、植松あゆ美氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は監査等委員である取締役植松あゆ美氏、杉村和哉氏及び村瀬敬太氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がない場合には、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役（社外取締役を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反であることを認識して行った行為に起因する場合等については、填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

上記改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、役割と責任に応じて定めた固定報酬（基本報酬）及び非金銭報酬としての株式報酬で構成するものとする。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は金銭報酬とし、その具体額については株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、担当職務、貢献度に応じて、当社の業績、他社水準等の指標を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の個人別の報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、ストック・オプションとしての新株予約権とし、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、担当職務、貢献度のほか、当該取締役の基本報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

d. 固定報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度のほか、当社の業績、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

e. 取締役に對し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬については毎月支給するものとし、ストック・オプションとしての新株予約権については、株主総会決議の範囲内で取締役会において詳細を決議し、支給するものとする。

f. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各役員の報酬額は、取締役会から授権された代表取締役が決定する。なお、決定にあたっては、代表取締役が策定した報酬案を、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、答申を得たうえで、取締役会から授権された代表取締役が決定するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	46,391	34,380	—	12,011	3
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	11,040 (4,740)	11,040 (4,740)	—	—	4 (2)
合計 (うち社外役員)	57,431 (4,740)	45,420 (4,740)	— (—)	12,011 (—)	7 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の支給人数及び支給額には、2024年3月28日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の人数、及びその在任中の報酬等の額が含まれております。また、当事業年度中に監査等委員である取締役を退任し取締役に就任した1名の支給額及び人数につきましては、監査等委員である取締役在任期間分は監査等委員である取締役に、取締役在任期間分は取締役に含めて記載しております。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年3月25日開催の第6回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役年額10百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。
4. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションとしての新株予約権であり、金銭報酬とは別枠で、2021年3月24日開催の第5回定時株主総会、及び2022年3月25日開催の第6回定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、それぞれ6名（うち、社外取締役は1名）及び6名（うち、社外取締役は0名）であり、当事業年度における費用計上額は合計12,011千円となります。当該ストック・オプションとしての新株予約権の内容及びその交付状況は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年3月25日開催の第6回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長執行役員CEO大西泰平氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、決定にあたっては上記決定方針に沿って、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、答申を得たうえで、取締役会から授權された代表取締役が決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査等委員である取締役杉村和哉氏は、杉村公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査等委員である取締役村瀬敬太氏は、村瀬総合法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 杉村和哉	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席しました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された、監査等委員会14回のうち14回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 村瀬敬太	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席しました。出席した取締役会において、法曹界における知識及び経験に基づき、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	太陽有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の1つとして位置付けており、将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的・継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。その方針のもと、配当性向30%を目標として、利益還元を継続的に実施できるよう努めてまいります。剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、配当期間における配当を取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

なお、内部留保資金につきましては、今後の事業展開や経営環境の変化に対応していくための、技術・採用・広告宣伝・新規事業への投資等に有効活用していきたいと考えております。

当事業年度の配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境、将来のための成長投資等を総合的に判断し、1株当たり4円としました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,323,302
現金及び預金	1,137,780
売掛金	74,368
商品	4,368
その他	106,784
固定資産	842,246
有形固定資産	154,594
建物及び構築物	120,794
工具、器具及び備品	33,800
無形固定資産	13,080
ソフトウェア	13,080
投資その他の資産	674,572
投資有価証券	33,151
役員に対する長期貸付金	550,000
繰延税金資産	7,341
その他	93,885
貸倒引当金	△9,807
資産合計	2,165,549

科目	金額
負債の部	
流動負債	783,580
未払金	107,272
未払費用	150,055
契約負債	334,699
未払法人税等	95,524
その他	96,028
固定負債	36,383
長期借入金	6,680
資産除去債務	27,914
繰延税金負債	1,789
負債合計	819,964
純資産の部	
株主資本	1,302,504
資本金	78,900
資本剰余金	1,008,359
利益剰余金	215,343
自己株式	△98
新株予約権	43,080
純資産合計	1,345,584
負債純資産合計	2,165,549

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,692,572
売上原価		602,894
売上総利益		2,089,678
販売費及び一般管理費		1,865,012
営業利益		224,666
営業外収益		
受取利息	398	
講演料収入	141	
ポイント還元収入	3,966	
セミナー収入	772	
その他	149	5,428
営業外費用		
支払利息	201	
寄付金	1,126	
投資事業組合運用損	1,841	
解約違約金	662	
消費税差額	1,340	5,172
経常利益		224,922
税金等調整前当期純利益		224,922
法人税、住民税及び事業税	101,145	
法人税等調整額	△13,568	87,577
当期純利益		137,345
親会社株主に帰属する当期純利益		137,345

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,211,833
現金及び預金	1,065,191
売掛金	51,079
商品	4,275
前払費用	54,372
その他	36,913
固定資産	953,499
有形固定資産	133,054
建物	144,429
減価償却累計額	△40,830
建物（純額）	103,598
構築物	1,653
減価償却累計額	△468
構築物（純額）	1,184
工具器具備品	58,249
減価償却累計額	△29,978
工具器具備品（純額）	28,271
無形固定資産	7,322
ソフトウェア	7,322
投資その他の資産	813,121
投資有価証券	33,151
関係会社株式	78,873
関係会社長期貸付金	80,000
役員に対する長期貸付金	550,000
破産更生債権等	5,777
繰延税金資産	7,341
その他	63,754
貸倒引当金	△5,777
資産合計	2,165,332

科目	金額
負債の部	
流動負債	748,260
未払金	99,021
未払費用	135,982
未払法人税等	95,159
契約負債	334,188
預り金	26,414
その他	57,493
固定負債	28,892
長期借入金	6,680
資産除去債務	22,212
負債合計	777,152
純資産の部	
株主資本	1,345,099
資本金	78,900
資本剰余金	1,008,359
資本準備金	579,300
その他資本剰余金	429,059
利益剰余金	257,938
その他利益剰余金	257,938
繰越利益剰余金	257,938
自己株式	△98
新株予約権	43,080
純資産合計	1,388,179
負債・純資産合計	2,165,332

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,368,549
売上原価		463,632
売上総利益		1,904,917
販売費及び一般管理費		1,630,998
営業利益		273,919
営業外収益		
受取利息	768	
セミナー収入	772	
ポイント還元収入	3,247	
その他	870	5,659
営業外費用		
支払利息	201	
寄付金	1,126	
投資事業組合運用損	1,841	
消費税差額	1,340	4,509
経常利益		275,068
特別損失		
関係会社株式評価損	13,972	13,972
税引前当期純利益		261,096
法人税、住民税及び事業税	100,780	
法人税等調整額	△15,358	85,422
当期純利益		175,673

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

株式会社スタメン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 古 田 賢 司 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 本 田 一 暁 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スタメンの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタメン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

株式会社スタメン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古 田 賢 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 本 田 一 暁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スタメンの2024年1月1日から2024年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月14日

株式会社スタメン 監査等委員会

常勤監査等委員	植松 あゆ美	㊞
監査等委員（社外）	杉村 和哉	㊞
監査等委員（社外）	村瀬 敬太	㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

株式会社スタメン 本社会議室

(以下の地図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

名古屋市中村区下広井町一丁目14-8

TEL 052-990-2405 (代)

交通

地下鉄

JR各線「名古屋駅」桜通口より徒歩15分

あおなみ線「ささしまライブ駅」より徒歩5分



※ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前に上記電話番号へご連絡ください。

また、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。